

【新型コロナウイルス感染症対策に伴う入学試験実施上の配慮・変更等について】

1. 総合型選抜出願時提出の調査書について

第3学年の評定が記載できない場合、第2学年までの評定を基に算出したものを提出してください。

2. 受験機会の確保

新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するために、追加の受験料を徴収せずに、本学が複数日実施する別日程への受験の振替をします。受験予定の試験を受験できなかったことを証明する書類（※①または②）の提出を必要とします。

※①感染症状による理由で受験できなかった場合は診断書

②濃厚接触者に関しては接触時期と対応した保健所名を記載した文書

3. 「大学入学共通テスト」試験日の追加に伴う本学の「大学入学共通テスト利用選抜」の変更について

大学入学共通テスト①1月16日（土）・17日（日）の試験日で受験した方に加え、

②1月30日（土）・31日（日）の試験日を選択し受験した方も、本学の大学入学共通テスト利用選抜での出願を可能とします。